

豊島区リサイクル・清掃審議会運営要綱

平成23年8月31日
環境清掃部長決定
改正 令和2年1月24日

(趣旨)

第1条 豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例(平成11年12月21日条例第48号、以下「条例」という。)第7条の規定に基づく豊島区リサイクル・清掃審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 審議会は、条例第7条4項により定める委員24名以内をもって構成する。

2 委員は、区長が委嘱する。

(会長及び会長代理)

第3条 審議会を運営するために、会長1名及び会長代理1名を置く。

2 会長は委員の互選によって定め、会長代理は委員の中から会長が指名する。

3 会長代理は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

(部会)

第5条 特別の事項及び専門の事項を調査審議するため、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が招集する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長がこれを指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を所掌する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ当該部会に属する委員のうちから部会長が指名する委員がその職務を代理する。

6 部会長は、その部会の調査審議した結果を審議会に報告しなければならない。

(意見聴取等)

第6条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、原則として公開する。ただし、豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱(平成20年4月21日区長決定)第4条により、会議の全部又は一部の非公開を決定することができる。

(会議の傍聴)

第8条 前条の規定により審議会の会議を傍聴しようとするものは、会議の当日に会場の受付に申し出るものとする。

2 会長は、審議会の運営に支障があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

3 傍聴に際しては、会場の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしてはならない。

(幹事)

第9条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、環境清掃部環境政策課長、環境保全課長、ごみ減量推進課長、豊島清掃事務所長とする。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境清掃部において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23年9月1日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 1 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。